

## 呼吸器合同北陸地方会会則

1. 本会の名称を呼吸器合同北陸地方会と称す。
2. 本会の所在地を 石川県河北郡内灘町大学1丁目1番地 金沢医科大学 呼吸器内科 に置く。
3. 本会則は日本結核・非結核性抗酸菌症学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器内視鏡学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会・呼吸器合同北陸地方会（以下本会と略す）の運営に関する規則である。
4. 本会は結核、胸部疾患、気管支疾患、サルコイドーシスおよびその他の肉芽腫性疾患に関する基礎ならびに臨床研究の発表、講演を行うことを目的とする。
5. 本会の会員は北陸地区（新潟県、富山県、石川県、福井県）に在住する日本結核・非結核性抗酸菌症学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器内視鏡学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会会員、あるいは、本会の会員を希望し総会で認められたものとする。  
会員は正会員、準会員、功労会員からなる。会員は以下の資格を必要とする。
  - (1) 正会員は日本結核・非結核性抗酸菌症学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器内視鏡学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会のいずれかの北陸支部会員とする。
  - (2) 上記4学会に所属していないが、本会への入会を希望し総会で認められたものは準会員とする。
  - (3) 満65歳時に評議員で、評議員として過去5年以上地方会に貢献した者は功労会員とする。また満65歳に、これに準ずる貢献を総会で認められた正会員も功労会員とする。功労会員は評議員会に出席することができる。
6. 本会の目的達成のため、次の役員をおく。
  - (1) 事務局長 1名
  - (2) 集会長 1名
  - (3) 評議員 若干名
  - (4) 運営協議会委員 若干名
7. 集会長は評議員会で選任する。
  - (1) 集会長は本会集会を開催し、運営協議会、評議員会および総会の議長となる。
  - (2) 集会長の任期は次期集会までとする。
8. 評議員は、日本結核・非結核性抗酸菌症学会の代議員、日本呼吸器学会の代議員、日本呼吸器内視鏡学会の評議員、あるいは日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会の評議員、いずれかに選任されている本会正会員とする。  
評議員会は次の事項を審議する。
  - (1) 日本結核・非結核性抗酸菌症学会・日本呼吸器学会・日本呼吸器内視鏡学会・日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会より諮問ないし委託された事項。
  - (2) 運営協議会で審議された本会運営に関する主要事項。
  - (3) その他必要な事項。
9. 運営協議会委員は日本結核・非結核性抗酸菌症学会北陸支部支部長、日本呼吸器学会北陸支部支部長、支部長代行、北陸支部選出理事、幹事、監事、日本呼吸器内視鏡学会北陸支部支部長、日本サルコイドーシス/肉芽腫性疾患学会北陸支部支部長、本会事務局長、本会評議員代表4名（各県1名）、現集会長、前集会長、次期集会長とし、運営協議会は次の事項を審議する。

(1) 本会運営に関する主要事項。

(2) その他必要な事項。

運営協議会の開催にあたって、集会長は若干名の評議員の参加を求めることができる。運営協議会は、評議員会と合同でも開催することができる。

10. 事務局長は本会正会員の中から評議員会で選任する。

(1) 事務局長は本会の代表者として事務運営を行う

(2) 事務局長のもとに事務局をおく

(3) 事務局長の任期は2年とし、重任はしない（2年後以降の再任は可）

11. 総会は次の事項を審議する。

(1) 評議員会で審議された本会運営に関する主要事項。

(2) 本会の予算および決算会計報告（会計年度最初の総会）。

(3) その他必要な事項。

12. 本会は年2回以上の集会を開催する。

(1) 会員は本会集会の開催通知を受ける。

(2) 非会員が集会に参加する場合参加費を支払う。

(3) 開催地によっては、集会開催の際に、会場費を徴収することができる。

13. 本会の運営に必要な費用は次のものをあてる。

(1) 日本結核・非結核性抗酸菌症学会、日本呼吸器学会および日本呼吸器内視鏡学会からの補助金。

(2) 寄付金およびその他の収入。

15. 本会の会計年度は毎年4月より翌年3月までとする。

16. 本会則の変更は本会評議員会の議決、ならびに総会の承認によって行う。

17. 本会の設立年月日は、平成元年11月5日とする。

附則 本会則は本会総会の承認を得て平成元年11月5日より施行する。

附則 本会則は平成3年5月11日より施行する。

附則 本会則は平成4年11月15日より施行する。

附則 本会則は平成5年5月29日より施行する。

附則 本会則は平成6年11月27日より施行する。

附則 本会則は平成8年11月17日より施行する。

附則 本会則は平成9年6月1日より施行する。

附則 本会則は平成9年11月16日より施行する。

附則 本会則は平成10年11月22日より施行する。

附則 本会則は平成11年5月21日より施行する。

附則 本会則は平成13年11月18日より施行する。

附則 本会則は平成15年11月16日より施行する。

附則 本会則は平成16年5月16日より施行する。

附則 本会則は平成16年11月14日より施行する。

附則 本会則は平成18年5月14日より施行する。

附則 本会則は平成18年11月26日より施行する。

附則 本会則は平成21年5月24日より施行する。

附則 本会則は平成22年5月30日より施行する。

- 附則 本会則は平成23年11月27日より施行する。
- 附則 本会則は平成26年6月1日より施行する。
- 附則 本会則は平成26年11月9日より施行する。
- 附則 本会則は平成27年5月31日より施行する。
- 附則 本会則は平成28年5月22日より施行する。
- 附則 本会則は平成28年11月6日より施行する。
- 附則 本会則は平成29年11月12日より施行する。
- 附則 本会則は平成30年6月10日より施行する。
- 附則 本会則は令和元年5月26日より施行する。
- 附則 本会則は令和2年10月25日より施行する。
- 附則 本会則は令和3年5月30日より施行する。
- 附則 本会則は令和3年10月31日より施行する。
- 附則 本会則は令和4年4月1日より施行する。